

畑作物共済損害認定準則

一部改正	昭和61年	8月21日	農林水産省告示第1518号
〃	平成5年	10月22日	農林水産省告示第1231号
〃	平成6年	8月23日	農林水産省告示第1192号
〃	平成11年	8月19日	農林水産省告示第1037号
〃	平成12年	3月31日	農林水産省告示第481号
〃	平成14年	4月1日	農林水産省告示第938号
〃	平成15年	6月30日	農林水産省告示第961号
〃	平成15年	12月9日	農林水産省告示第1988号
〃	平成23年	3月30日	農林水産省告示第698号
〃	平成23年	8月31日	農林水産省告示第1673号
〃	平成27年	9月25日	農林水産省告示第2155号

農林水産省告示第547号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第98条の2（同法第132条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第12条第2項（現行第3項）の組合等がその行う畑作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会がその行う畑作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を次のように定め、昭和54年4月1日から施行する。

昭和54年3月30日

農林水産大臣 渡辺 美智雄

第1 組合等が行う損害の認定

- 1 組合等（農業災害補償法（以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）は、法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済及び法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、当該耕地につき生じた共済事故による損害を検見又は実測の方法により調査しなければならない。
- 2 組合等は、法第120条の14第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知をした組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）の全てにつき、当該組合員等につき生じた共済事故による損害について当該畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）たる農作物に係る収穫物の販売数量の調査の方

法により調査しなければならない。

- 3 組合等は、法第120条の14第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、ばれいしよ（春植えで、かつ、でん粉加工用であるものを除く。次項において同じ。）、スイートコーン、たまねぎ又はかぼちやに係る畑作物共済については、前項に規定する方法により損害を調査することが困難と認められる組合員等から法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その通知をした組合員等に係る耕地の全てにつき、収穫前に、当該耕地につき生じた共済事故による損害を検見又は実測の方法により調査しなければならない。
- 4 組合等は、第1項の通知に係る耕地（法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済の共済目的の耕作を行う耕地に限る。）の数又は第3項の通知をした組合員等の数が著しく多いこと等の理由により第1項又は第3項の規定による調査を適期に行うことが困難であると見込まれる場合であつて、当該通知をした組合員等に同号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済にあつては共済事故による損害が生じた耕地の全て、同条第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、ばれいしよ、スイートコーン、たまねぎ又はかぼちやに係る畑作物共済にあつては当該通知に係る農作物の耕作を行う耕地の全てにつき単位当たりの見込収穫量を当該耕地ごとに申告させ、当該耕地の一部につき検見又は実測の方法による調査を行うことにより当該申告に係る損害の額を適正に把握できると認められるときは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、その申告の徴求及び調査をもつて第1項又は第3項の規定による調査に代えることができる。この場合において、特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつてはあらかじめ当該組合等の属する農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の同意を、特定組合にあつてはあらかじめ農林水産大臣の同意を得るものとする。
- 5 組合等は、蚕繭に係る畑作物共済については、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知をした組合員等の全てにつき、当該組合員等につき生じた共済事故による蚕繭の損害について当該畑作物共済の共済目的の種類等たる蚕繭（法第120条の14第4項の規定により蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分（以下「小蚕期区分」という。）が定められた地域における当該小蚕期区分に係る畑作物共済の共済目的の種類等にあつては、当該小蚕期区分ごとの蚕繭）の販売数量の調査の方法により調査しなければならない。
- 6 組合等は、前項に規定する方法により損害を調査することが困難と認められる組合員等から法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その通知をした組合員等の全てにつき、収穫前に、当該組合員等につき生じた共済事故による蚕繭の損害を検見又は実測の方法により調査しなければならない。
- 7 組合等は、特定畑作物共済（法第150条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。以下同じ。）については、法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知をした組合員等の全てにつき、当該組合員等につき生じた共済事故による損害を農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた収穫物の数量及び価格に関する資料（以下「出荷資料」という。）の確認の方法により調査しなければならない。

- 8 組合等は、第2項、第5項又は第7項の規定による調査において必要があると認めるときは、当該組合員等に係る耕地の全てを見回つて共済事故発生の確認をするものとする。
- 9 組合等は、第1項、第3項、第4項又は第6項の規定による調査を行うため、当該組合等の区域（法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して当該調査を行う単位となる地区（以下「損害評価地区」という。）を定めなければならない。ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合であつて、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 10 組合等は、第1項から第7項までの規定による調査（以下「^{しつ}悉皆調査」という。）を行わせるため、損害評価員を置くものとする。ただし、組合等が第2項、第5項又は第7項の規定による調査を行う場合において、販売数量又は出荷資料（以下「販売数量等」という。）につき、当該販売数量等を管理する者から提供を受けて調査を行うときは、この限りでない。
- 11 組合等は、損害評価地区を定めたときは、それぞれの損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する損害評価員を指定しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により損害評価員を置かない場合は、この限りでない。
- 12 第10項の場合において、組合等は、第2項、第5項又は第7項の規定による調査を行うときは、損害評価会の委員又は組合等の職員に当該調査を行わせるものとする。
- 13 組合等は、損害評価地区を定めて第1項、第3項、第4項又は第6項の規定による調査を行つたときは、当該調査終了の後、遅滞なく、損害評価地区ごとに当該調査を行つた組合員等又は耕地の一部（蚕繭に係るものにあつては、組合員等の一部）につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「^{しつ}抜取調査」という。）を検見又は実測の方法により行わなければならない。ただし、特定組合以外の組合等が第1項、第3項又は第6項の規定による調査（収穫前又は収繭前における実測の方法により行うものに限る。）を行つた場合は、この限りでない。
- 14 抜取調査は、損害評価会の委員及び組合等の職員（組合等が必要があると認める場合にあつては、損害評価会の委員、損害評価員及び組合等の職員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）をいう。以下同じ。）が含まれる場合においての当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。
- 15 組合等は、損害評価地区を定めなかつたときは、損害評価会の委員、損害評価員及び組合等の職員に第1項、第3項又は第6項の規定による調査を行わせるものとする。ただし、組合等の区域に離島が含まれる場合においての当該離島における当該調査は、損害評価会の委員及び損害

評価員により行うことができる。

- 1 6 組合等は、^{しつ}悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済及び同項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済にあつては共済金の支払の対象となるべき組合員等及び当該組合員等に係る共済金の支払の対象となるべき減収量（以下「共済減収量」という。）、法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済にあつては共済金の支払の対象となるべき耕地及び当該耕地に係る共済減収量、特定畑作物共済にあつては当該組合員等に係る減収量及び生産金額の減少額（以下「特定畑作物共済減少額等」という。）を認定し、当該認定に係る組合員等若しくは耕地の数、共済減収量又は特定畑作物共済減少額等及び共済金の支払見込額（蚕繭に係るものにあつては、当該認定に係る組合員等の数、共済減収量、被害箱数及び共済金の支払見込額）を、畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等（小蚕期区分が定められた地域における当該小蚕期区分に係る畑作物共済の共済目的の種類等にあつては、当該小蚕期区分）及び畑作物共済の共済責任期間による種別（法第120条の15第1項の畑作物共済の共済責任期間による種別をいう。））ごと（特定組合にあつては、畑作物共済保険区分（法第141条の4第4項の畑作物共済保険区分をいう。以下同じ。）ごと）に取りまとめて、特定組合以外の組合等にあつては連合会に通知し、特定組合にあつては農林水産大臣に報告しなければならない。
- 1 7 特定組合以外の組合等は、連合会から第2第9項から第11項までの規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が前項の規定により連合会に通知した共済減収量の合計又は特定畑作物共済減少額等の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、連合会の通知に係る数量又は金額により組合等が同項の規定により認定した共済金の支払の対象となるべき組合員等又は耕地及び当該組合員等又は耕地に係る共済減収量又は特定畑作物共済減少額等を修正して認定を行うものとする。
- 1 8 特定組合は、第16項の規定により農林水産大臣に報告した共済金の支払見込額の畑作物共済保険区分ごとの合計が当該畑作物共済保険区分に係る総共済金額に法第135条第5号の畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「畑作物通常標準被害額」という。）を超えないときは、同項の規定により共済金の支払の対象となるべき組合員又は耕地及び当該組合員又は耕地に係る共済減収量又は特定畑作物共済減少額等の認定を行うものとする。
- 1 9 特定組合は、第16項の規定により農林水産大臣に報告した共済金の支払見込額の畑作物共済保険区分ごとの合計が当該畑作物共済保険区分に係る畑作物通常標準被害額を超える場合において、同項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は特定畑作物共済減少額等が農林水産大臣が認定する数量又は金額と異なるときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、農林水産大臣が認定する数量又は金額により、当該特定組合が同項の規定により認定した共済金の支払の対象となるべき組合員又は耕地に係る共済減収量又は特定畑作物共済減少額等を修正して認定を行うものとする。

第2 連合会が行う損害の認定

- 1 連合会は、法第132条第1項において準用する法第98条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る組合等の区域内の損害を認定するため、^{しつ}悉皆調査を行つた組合員等又は耕地の一部につき、当該^{しつ}悉皆調査の結果を検定するための調査（以下「連合会抜取調査」という。）を、当該組合等が第1第2項、第5項又は第7項の方法により調査した場合にあつては当該方法に準ずる方法により、当該組合等が第1第1項、第3項、第4項又は第6項の方法により調査した場合にあつては実測の方法により行わなければならない。
- 2 連合会は、組合等が第1第9項ただし書の規定により損害評価地区を定めないので第1第1項、第3項又は第6項の規定による調査（収穫前又は収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合であつて連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査をもつて連合会抜取調査に代えることができる。
- 3 連合会は、第1第10項ただし書に規定する第1第2項、第5項若しくは第7項の規定による調査を行つたとき、又は組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行つたときは、第1項の規定にかかわらず、連合会抜取調査を省略することができる。
- 4 連合会は、損害認定を的確に行うため、特に必要があると認めるときは、連合会抜取調査とともに組合等の区域の耕地を見回つて当該共済事故による損害の組合等ごとの概要を把握するための調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。
- 5 連合会抜取調査及び見回り調査は、連合会が担当する区域を定めた損害評価員及び連合会の職員（連合会が販売数量等の確認の方法により連合会抜取調査（販売数量等を管理する者から販売数量等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価会の委員又は連合会の職員）により行うものとする。
- 6 連合会は、必要があると認めるときは、損害評価会の委員（連合会が販売数量等の確認の方法により連合会抜取調査（販売数量等を管理する者から販売数量等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価員）にも連合会抜取調査又は見回り調査を行わせることができる。
- 7 連合会は、第2項に規定する調査に参加するときは、損害評価員又は連合会の職員に当該調査を行わせるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも行わせることができる。
- 8 連合会は、連合会抜取調査、第2項に規定する調査及び見回り調査が終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごとの共済減収量又は特定畑作物共済減少額等を認定し、当該認定に係る共済減収量又は特定畑作物共済減少額等及び保険金の支払見込額を畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとに取りまとめて、農林水産大臣に報告しなければならない。
- 9 連合会は、前項の規定により農林水産大臣に報告した保険金の支払見込額の畑作物共済再保険

区分ごとの合計が当該畑作物共済再保険区分に係る総保険金額に法第135条第5号の畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「通常標準被害額」という。）を超えないときは、同項の規定による認定の結果を組合等に通知しなければならない。ただし、当該連合会が支払うべき保険金の額の畑作物共済再保険区分ごとの合計が通常標準被害額を超えることとなつたときは、同項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は特定畑作物共済減少額等について農林水産大臣の認定を受け、次項又は第11項の規定の例により組合等に通知しなければならない。

- 10 連合会は、第8項の規定により農林水産大臣に報告した保険金の支払見込額の畑作物共済再保険区分ごとの合計が通常標準被害額を超える場合において、同項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は特定畑作物共済減少額等が農林水産大臣が認定する数量又は金額と一致するときは、同項の規定による認定の結果を組合等に通知しなければならない。
- 11 連合会は、第8項の規定により農林水産大臣に報告した保険金の支払見込額の畑作物共済再保険区分ごとの合計が通常標準被害額を超える場合において、同項の規定により農林水産大臣に報告した共済減収量又は特定畑作物共済減少額等が農林水産大臣が認定する数量又は金額と異なるときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、農林水産大臣が認定する数量又は金額により、連合会が同項の規定により認定した組合等ごとの共済減収量又は特定畑作物共済減少額等を修正して、認定を行い、その結果を当該組合等に通知しなければならない。
- 12 連合会は、前3項の規定により通知した共済減収量又は特定畑作物共済減少額等に係る共済金の支払対象となるべき組合員等又は耕地の数につき組合等から資料を求められたときは、これを当該組合等に通知しなければならない。

第3 その他

- 1 組合等及び連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生日月、災害の場所、災害の程度その他災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。
- 2 組合等及び連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。